



## 《会計・税務の知識》 速報！平成 22 年度税制改正大綱

平成 21 年 12 月 22 日、平成 22 年度税制改正大綱が公表されました。今年度の税制改正大綱は、政権交代後、民主党政権下で初めての税制改正であり、従来の与党の税制調査会と政府の税制調査会の機能を一元化し、政府に新たに設置した政治家から構成された「税制調査会」により決定されたものです。

現下の経済動向は、景気は持ち直しているものの、高い失業率や下落傾向にある物価水準など依然として国民生活を取り巻く情勢は厳しい状況にあります。先行きも、雇用環境の一層の悪化や円高、デフレ、財政悪化に伴う長期金利の上昇などの懸念材料が存在し、予断を許さない状況にあります。このような経済動向の分析のもとにおける税制改正です。

今回は、速報版として、平成 22 年度税制改正大綱のなかから、主要なもの（国際課税を除く。）をピックアップしてご紹介します。特に影響の大きいと思われるものとして、会社経営の観点では、法人税について**資本に**関係する取引等に係る税制に関するもの、消費税について**事業者免税点制度の見直し**には注意が必要です。また、資産承継の観点では、相続贈与税について**小規模宅地の特例**や**定期金に関する権利の評価**についての改正が注目されます。内容の詳細及びその他の改正事項については、税制改正大綱の本文での確認をお願いいたします。

(<http://www.cao.go.jp/zei-cho/index.html>)

### 〔所得税・住民税〕

税目	項目	改正内容	適用期限等
所得税 住民税	上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例		H22.12.31 まで適用する措置を講じた上、廃止
所得税 住民税	H13.9.30 以前に取得した上場株式等の取得費の特例		適用期限(H22.12.31)の到来をもって廃止
所得税 住民税	譲渡益課税の対象となる公社債の範囲	・利子が支払われない公社債（割引の方法により発行されるものを除く。）を追加。	H22.4.1 以後に行う譲渡
所得税 住民税	非課税口座の創設	・ 金融商品取引業者等で開設した非課税口座内上場株式等に係る配当等、譲渡所得等については所得税及び個人住民税を課さない。 ・ 譲渡損失金額は、ないものとみなす。	H24～H26 の口座開設。口座開設年の 1 月 1 日から 10 年内
所得税 住民税	生命保険料控除の改組	介護医療保険料控除を設け、一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額を引き下げる。	H23 以後の所得税 H24 以後の住民税
所得税 住民税	特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例	・譲渡資産の譲渡に係る対価の額が 2 億円以下であることの要件を追加	適用期限（H21.12.31）2 年延長。要件追加は、H22.1.1 以後に行う譲渡
所得税 住民税	居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等		適用期限（H21.12.31）2 年延長
所得税 住民税	特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等		適用期限（H21.12.31）2 年延長
所得税 住民税	扶養控除の見直し	・ 年少扶養親族（16 歳未満の扶養親族）に係る扶養控除を廃止。 ・ 特定扶養親族（16 歳以上 23 歳未満の扶養親族）のうち、16 歳以上 19 歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分を廃止。	H23 以後の所得税 H24 以後の住民税

〔法人税・法人住民税・法人事業税〕

(1)資本に関する取引等に係る税制

税目	項目	改正内容	適用期限等
<b>①グループ内取引等に係る税制</b>			
法人税 住民税	<b>イ グループ内の法人間の資産の譲渡取引等</b>		H22.10.1
	(イ) グループ内の法人の資産の移転により生ずる譲渡損益の繰延べ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連結法人間取引の損益の調整制度を改組</li> <li>・100%グループ内の内国法人で一定の資産の移転（非適格合併による移転を含む。）を行ったことにより生ずる譲渡損益を、その資産のそのグループ外への移転等の時に、その移転を行った法人において計上する制度とする。</li> <li>・これに伴い、適格事後設立制度を廃止。</li> </ul>	
法人税 住民税	<b>ロ 100%グループ内の法人間の寄附</b>		H22.10.1
	寄附金及び受贈益	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支出法人 全額損金不算入</li> <li>・受領法人 全額益金不算入</li> </ul>	
法人税 住民税	<b>ハ 100%グループ内の法人間の資本関連取引</b>		H22.10.1
	(イ)100%グループ内の内国法人の現物配当（みなし配当を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織再編税制の一環として位置づけ</li> <li>・譲渡損益の計上を繰り延べる</li> <li>・源泉徴収等を行わない</li> </ul>	
	(ロ)100%グループ内の内国法人からの受取配当	・益金不算入制度を適用する場合には、負債利子控除を適用しない	
	(ハ)100%グループ内の内国法人の株式の発行法人に対する譲渡	・譲渡損益を計上しない	
法人税 住民税	<b>ニ 中小企業向け特例措置の大法人の100%子法人に対する適用</b>		H22.4.1 以後に開始する事業年度
	中小企業向け特例措置の不適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資本金の額（出資金の額）が1億円以下の法人に対する次の制度は、資本金の額（出資金の額）が5億円以上の法人又は相互会社等の100%子法人には適用しない</li> <li>(イ)軽減税率</li> <li>(ロ)特定同族会社の特別税率の不適用</li> <li>(ハ)貸倒引当金の法定繰入率</li> <li>(ニ)交際費等の損金不算入制度における定額控除制度</li> <li>(ホ)欠損金の繰戻しによる還付制度</li> </ul>	
法人税 住民税	<b>ホ 連結納税制度</b>		H22.4.1 以後に開始する事業年度
	(イ)連結納税制度の下での繰越控除の対象	・連結納税の開始又は連結グループへの加入に伴う資産の時価評価制度の適用対象外となる連結子法人のその開始又は加入前に生じた欠損金額を、その個別所得金額を限度として、追加	
	(ロ)連結納税の承認申請書の提出期限	・適用しようとする事業年度開始の日の3月前の日（現行6月前の日）	
	(ハ)事業年度の中で連結親法人との間に完全支配関係が生じた場合の連結納税の承認の効力発生日の特例	・加入法人のその完全支配関係が生じた日（加入日）以後最初の月次決算日の翌日を効力発生日とすることができる制度に改組	
法人税 住民税	<b>ニ 連結納税の開始又は連結グループへの加入に伴う資産の時価評価制度</b>		H22.10.1
	(イ)連結納税の開始又は連結グループへの加入に伴う資産の時価評価制度	・その開始又は加入後2月以内に連結グループから離脱する法人の有する資産の時価評価の対象から除外	

②資本に関する取引等に係る税制			
法人税 住民税	イ みなし配当の際の譲渡損益		
	(イ)100%グループ内の内 国法人の株式の発行会社 に対する譲渡	・譲渡損益を計上しない	H22.10.1
	(ロ)受取配当等の益金不 算入制度（外国子会社配 当益金不算入制度を含 む。）	・自己株式として取得されることを予定して取得し た株式が自己株式として取得された際に生ずるみ なし配当については、適用しない	H22.10.1
	(ハ)抱合株式	・譲渡損益を計上しない	H22.10.1
法人税 住民税	ロ 清算所得課税		
	清算時の課税	・清算所得課税を廃止、通常の所得課税に移行 ・期限切れ欠損金の損金算入制度を整備 ・連結子法人の解散を原則として連結納税承認の取 消事由から除外	H22.10.1
法人税 住民税	ハ その他		
	(イ)適格合併等の場合に おける欠損金の制限措置 等	・実態に応じて適用要件を見直す	H22.10.1
	(ロ)みなし事業年度	・分割型分割については設けない	H22.10.1
	(ハ)適格分社型分割等の 移転処理	・売買目的有価証券、未決済デリバティブ取引に係 る契約等を移転する場合の処理の整備	H22.10.1
	(ニ)合併類似適格分割型 分割制度	・廃止	H22.10.1
	(ホ)受取配当の益金不算 入制度	・負債利子控除額の計算の簡便法の基準年度の見直 し	H22.4.1 以後に開始 する事業年度

### (2)特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入制度

税目	項目	改正内容	適用期限等
法人税 住民税	特定支配同族会社にお ける業務主宰役員給与の損 金不算入制度	・廃止 ・「二重控除」の問題を解消するための抜本的措置 を H23 税制改正で講ずる	H22.4.1 以後に終了 する事業年度から不 適用

### (3)租税特別措置法

税目	項目	改正内容	適用期限等
法人税 所得税	情報基盤強化税制	・適用期限の到来をもって廃止	H22.3.31 まで
法人税 所得税	中小企業投資促進税制		適用期限 (H22.3.31) 2 年延長
法人税 所得税	中小企業者等の少額減価 償却資産の取得価額の損 金算入の特例		適用期限 (H22.3.31) 2 年延長
法人税 所得税	中小企業等基盤強化税制	・資本金の額等が 1 億円以下の法人による仮想化ソ フトウェア等を含む情報基盤強化設備等の取得に 係る措置を追加	
法人税 所得税	試験研究費の増加額に係 る税額控除（増加型）と 平均売上金額の 10%を 超える試験研究費に係る 税額控除（高水準型）を 選択適用できる制度		適用期限 2 年延長
法人税	交際費等の損金不算入制 度		適用期限 2 年延長

法人税	中小法人に係る交際費の損金算入の特例		適用期限 2 年延長
法人税	使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例		適用期限 2 年延長
法人税	「欠損金の繰戻しによる還付」の中小企業者等以外の法人の不適用措置		適用期限 2 年延長
住民税	中小企業者等の試験研究費に係る法人住民税の特例措置		適用期限 2 年延長
事業税	資本割の課税標準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無償減資等の金額を資本金等の額から控除</li> <li>・無償増資等の金額を資本金等の額に加算する措置を地方税法本則において講ずる</li> </ul>	

## 〔相続税・贈与税〕

### (1)住宅関係

税目	項目	改正内容	適用時期
贈与税	直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非課税限度額（現行 500 万円）を次のように引き上げる</li> <li>①H22 に贈与を受けた者 1,500 万円</li> <li>②H23 に贈与を受けた者 1,000 万円</li> <li>・適用対象者を贈与を受けた年の合計所得金額が 2,000 万円以下の者に限定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用期限 H23.12.31（現行 H22.12.31）</li> <li>・H22.1.1 以後に贈与により取得する住宅取得等資金に適用</li> <li>・H22 に贈与を受けた者は改正前制度との選択適用可</li> </ul>
贈与税 相続税	住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別控除の上乗せ（現行 1,000 万円）の特例を廃止</li> <li>・年齢要件の特例の適用期限 2 年延長</li> </ul>	

### (2)租税特別措置法

税目	項目	改正内容	適用時期
相続税	小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続人等が相続税の申告期限まで事業又は居住を継続しない宅地等を適用対象から除外</li> <li>・一の宅地について共同相続があった場合には、取得した者ごとに適用要件を判定</li> <li>・一棟の建物の敷地の用に供されていた宅地等のうち特定居住用宅地等の要件に該当する部分とそれ以外の部分がある場合には、部分ごとに按分して軽減割合を計算</li> <li>・特定居住用宅地等は、主として居住の用に供されていた一の宅地等に限られることを明確化</li> </ul>	H22.4.1 以後の相続又は遺贈により取得する小規模宅地等に係る相続税について適用
贈与税 相続税	非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度が適用されない一定の法人の株式等を通じて保有する場合における認定要件の明確化を図る</li> <li>・認定を受けた当該会社の株式等に係る納税猶予税額の計算上、当該法人の株式等相当額を算入しないこととする</li> </ul>	



(3)その他

税目	項目	改正内容	適用時期
贈与税 相続税	定期金に関する権利の相続税及び贈与税の評価	(1)給付事由が発生している定期金に関する権利次に掲げる金額のいずれか多い金額 ①解約返戻金相当額 ②定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、当該一時金相当額 ③予定利率等を基に算出した額  (2)給付事由が発生していない定期金に関する権利原則として解約返戻金相当額	H22.4.1～H23.3.31に相続若しくは遺贈又は贈与(相続等)により取得する定期金に関する権利(当該期間内に締結した契約に係るものに限る) H23.4.1以後の相続等により取得する定期金に関する権利 H22.4.1以後の相続等より取得する定期金に関する権利

[消費税]

税目	項目	改正内容	適用時期
消費税	事業者免税点制度の見直し	・次の期間(簡易課税制度の適用を受ける課税期間を除く。)中に、調整対象固定資産(※)を取得した場合には、当該取得があった課税期間を含む3年間は、引き続き事業者免税点制度を適用しないこととする(※棚卸資産以外の資産で100万円(税抜き)以上のもの) ①課税事業者を選択することにより、事業者免税点制度の適用を受けないこととした事業者の当該選択の強制適用期間(2年間)  ②資本金1,000万円以上の新設法人につき、事業者免税点制度を適用しないこととされる設立当初の期間(2年間)	H22.4.1以後に課税事業者選択届出書を提出した事業者の同日以後開始する課税期間から適用 H22.4.1以後設立された法人
消費税	簡易課税制度の適用	事業者免税点制度により、引き続き事業者免税点制度を適用しないこととされた課税期間については、簡易課税制度の適用を受けられないこととする	

上場会社オーナーが求める資産管理を提案する上で最適なPB・FP向け実務書!!

三訂版 PB・FPのための

## 上場会社オーナーの資産管理実務



定価(税込) 4,620円

小谷野 幹雄 監修/小谷野公認会計士事務所 編著

発行日 2009年11月

A5 624 ページ

増加し続ける中小企業M&Aの実務ノウハウをすべて開陳!

ケーススタディ

## M&A会計・税務戦略



定価(税込) 3,570円

小谷野公認会計士事務所編著

発行日 2009年4月7日

A5 388 ページ